

フランスの個人事業主制度改革とその評価

—自己雇用主制度を中心として—

山 口 隆 之

要 旨

フランスでは2009年に起業手続きを大幅に簡素化した自己雇用主制度が導入され、2016年以降は従来型の税制や社会保証制度の対象となる個人事業主制度との統合がはかられている。こうした一連の改革は、フランスの起業数を大幅に増加させたが、他方で当該制度を巡っては批判的見解も存在する。本稿の目的は、フランス社会や政策における自己雇用主制度の位置付けや問題性を明らかにし、そこからわが国の政策や施策に対するインプリケーションを得る事にある。

キーワード：自己雇用主 (auto-entrepreneur)、個人事業主 (entreprise individuelle)、フランス (France)、小企業 (micro-entreprise)、スタート・アップ (start-up)

I はじめに

フランスでは2009年に起業手続きを簡素化した自己雇用主 (auto-entrepreneur) 制度¹⁾が導入され、個人事業主 (entreprise individuelle) としての地

1) なお、“auto-entrepreneur”の訳語について、わが国では「個人事業主」と訳されることが多いが、本稿ではのちに考察する当初の政策趣旨に基づいて「自己雇用主」とする。また以下で示すように、現在自己雇用主は制度上、マイクロ企業 (micro-entrepreneur) に統合されているが、法律や統計においてもまだ“auto-entrepreneur”が用いられることもあり、フランスでも用語の誤用や混乱がみられる。本稿では現行制度の源流が“auto-entrepreneur”にあり、その特徴が重要である事に鑑みて、“auto-entrepreneur”と現行の“micro-entrepreneur”の区別を行わず、「自己雇用主」の訳語で統一

位に新たな選択肢が加えられた。2016年以降は従来型の税制や社会保証制度の対象となる個人事業主制度との統合がはかられ、自己雇用主制度の特徴を引きつぐ簡素化された税制と社会保障制度がマイクロ企業（micro-entreprise）制度のもとに用意されている²⁾。自己雇用主制度の導入に始まる制度改革は社会的な影響が大きかったこともあり、わが国でもしばしば紹介されてきた。

しかしながら、特にわが国でフランスの事例が紹介されるとき、その多くは新制度がもたらした正の影響、すなわち起業数増加への寄与といった側面に焦点が当てられがちであったことは否定できない。このためフランス本国において自己雇用主制度を端緒とするあらたな起業制度の是非をめぐって様々な見解が存在すること、またそれらの内容について知る機会は未だ限定的と言わざるを得ない。

そこで本稿では、自己雇用主制度の導入以来、当該制度を巡ってフランスでいかなる議論がなされてきたのかを確認したい。これにより、フランス社会や政策における当該制度の位置付けや問題性を明らかにし、さらにそこから我が国の政策や施策に対するインプリケーションを得ることが狙いである。

以下では、まずⅡにおいて現行制度の源流ともいえる自己雇用主制度が導入された背景や制度の内容を考察し、Ⅲでは制度導入初期にみられた影響と近年に至るまでの起業の推移を確認する。続いてⅣおよびⅤでは、公的機関およびアカデミズムの領域において自己雇用主制度がいかなる評価や批判を受けてきたのかを確認する。以上の内容を踏まえて、最後に当該制度の本質やわが国へのインプリケーションについて筆者の考えを示したい。

する。

- 2) フランスにおいて2016年までの個人事業主は、一定の条件付きでマイクロ企業（micro-entreprise）すなわち、年間所得に応じた職種別定額控除後の所得税の適用を受け、自営業者向けの社会保障制度の対象となる地位と、ここで紹介する簡素化された税制と社会保障制度の適用を受ける自己雇用主の地位を選択することができた。その後2016年にピネル法（loi Pinel）によって両制度が統一された。

II 経緯と制度の概要

フランスではサルコジ政権のもと2008年8月に経済近代化法(LME: loi de modernisation de l'économie)が成立した。これは同年1月に示されたフランス成長自由化推進委員会(commission pour la libération de la croissance française)の提案³⁾を織り込んだものであり、特定部門での起業を困難にしている様々な法的規制の除去(法廷手続きの簡素化等)、雇用の創出、そして物価引き下げを目的とするものであった。同法の射程は広く、その内容には10施策⁴⁾が含まれているが、これらの中でも上述の法的規制除去と雇用創出を実現すべく目玉とされたのが起業手続きを大幅に簡素化した自己雇用主制度であり、翌年の2009年に施行された⁵⁾。

自己雇用主という言葉が公的用語として用いられ市民権を得る契機となったのは、当該制度の導入を進めたエルベ・ノヴェリ(Hervé Novelli)企業・対外貿易担当国務長官の要請により作成された報告書(通称「ヒューレル・レポート」)であり、ここにはすでに後に考察する制度の骨子が示されていた。冒頭ではアメリカやイギリス等に比べてフランスの自営業比率が低いという現状を踏まえ、「フランス人にとって重要なことは、現在の経済的・社会的状況の代替、延長、補完のいずれであっても、活動を生み出すことである⁶⁾」とし、個人事業主にとって望ましい環境を構築するという観点から現行法や諸規制、特に社会保障制度や税制面での課題に言及している。

3) Attali, J. (2008).

4) たとえば、中小企業や零細企業のための簡素化された会社形態の設定、公共調達における革新的な中小企業の優遇、中小企業の資金繰り改善のための企業間取引支払期間の短縮、事業譲渡促進のための譲渡税や所得税の減免、スーパーマーケットの出店規制緩和等の施策が提案されている。

5) 「経済近代化法パンフレット」参照。

6) Hurel, F. (2008), p.4.なお、ここでは起業が自由権(職業選択や働き方の自由)の保障に関わるものであることが強調されている一方で、フランスの保守的な国民性に触れながら起業リスクを最小限に抑えることの必要性も強調されている。この点、後に考察する当該制度への批判的意見にみられるように、当初より企業家や起業家の概念設定においてある種の矛盾を含んでいた事は否定できない。

特定職種には条件が課されるケースもあるが、制度の利用は当初より広く開かれており、具体的には農業や不動産業、芸術活動業を除く求職者、学生、会社員（副業）、年金生活者、公務員や手工業者等が対象とされた⁷⁾。

自己雇用主制度の特徴は、何よりもまず登録手続きの簡便性にある。法制化以来、その活動申請にあたっては公共サービスを行う社会保障及び家族手当保険料徴収連合（URSSAF: Union de recouvrement des cotisations de sécurité sociale et d'allocations familiales）や企業手続センター（CFE: Centres formalités entreprises）の HP 上でアカウントを作成し必要な個人情報等を入力すれば完了するというものであり、2023年以降は、この窓口がフランス経済産業デジタル経済省が管轄する国立工業所有権研究所（INPI: Institut national de la propriété industrielle）に一本化された⁸⁾。

二つ目の特徴は、その資格条件として売上高の上限が設定されている事である。現在、自己雇用主は税法上マイクロ企業税制（régime fiscal de la micro-entreprise）の適用を受けるが、この資格条件に法定で3年ごとに見直しが見込まれる売上高上限が含まれる。たとえば2023年から2025年に適用される上限は、物品販売および宿泊施設（家具付き賃貸を除く）で18万8700ユーロ、その他のサービス業で7万7700ユーロである⁹⁾。

自己雇用主制度は、その利用者にとって上記登録手続きの簡便性に加えていくつかのメリットがある。まず売上の上限を超えない限りは、利益の申告が不要で付加価値税（TVA: taxe sur la valeur ajoutée）の免除が受けられる。

7) なお、副業としての利用の際は既存の雇用契約内で守秘義務や競業禁止あるいは副業禁止規定が設けられている場合にはこれらが優先される。

8) フランス政府 HP 参照。なお、窓口の一本化に伴い、従来は手工業者、商業者、自由業ごとに異なっていた企業登録情報が全国企業登録簿（RNE: Registre national des entreprises）で一括管理されることになり、行政レベルでの情報管理一元化も進められている。

9) フランス政府 HP 参照。なお、2020年の当該上限は、物品販売および宿泊施設（家具付き賃貸を除く）が17万6,200ユーロ、その他のサービス業では後者で7万2,600ユーロであり、近年になるほど上限が引き上げられる傾向がある。また、事業資産税（CFE: Cotisation foncière des entreprises）については当初免除されていたが現在では原則支払い義務がある。

また、社会保険料（健康保険料、出産保険料、老齢保険料、家族手当、一般社会保険料、社会負債返済拠出金等）は、事業内容と売上高（月次または3か月ごとに申告）に応じて定額で設定されており、売上が無い場合には支払義務が生じない。納税は申告書への売上高記載のみで完了し、定額の経費控除が適用される。さらに必要とされる会計上の処理は、基本的に領収書と仕入の時系列記録のみであり、損益計算書や貸借対照表を作成する義務はない。

このようなメリットや特徴から明らかとなるのは、当該制度が限られた条件を備えた事業を想定しているという事である。すなわち、利益ではなく売上に上限が設定されることや経費や仕入れに際しての控除が限定的なこと、また原則として商品やサービス購入における付加価値税が考慮されないといった特徴から、顧客の範囲がある程度限られ、投資や在庫あるいは仕入れが一定規模に収まるケース、あるいは従業員雇用を必要としない小規模事業に適している。このように事業規模の範囲や規模の拡大に伴って、メリットが減少することが特徴といえる。

III 制度導入による影響

以下では、まず制度導入当初に示された公的資料や分析をもとに自己雇用主制度がフランスの起業に与えた影響を確認する。続いて同じく公的資料に基づいて2010年以降の起業状況および、そこにおける自己雇用主のプレゼンスを確認したい。

1 競争力・産業・サービス総局の分析 (DG CIS: Direction générale de la compétitivité, de l'industrie et des services)¹⁰⁾

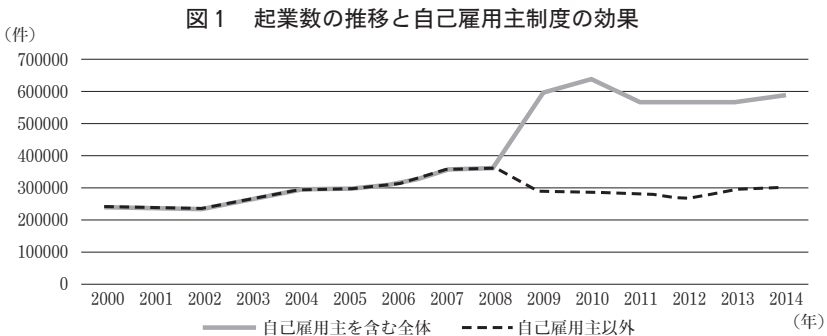
自己雇用主制度については、導入の翌年に公的機関による評価を行うことが予定されていた。評価作業は競争力・産業・サービス総局が取りまとめたが、その際、社会保険料の徴収を担当し自己雇用主の登録を管理する社会保

10) 以下の内容については、Ministère de l'économie, de l'industrie et de l'emploi – DG CIS (2010) 参照。

険中央機構（Acooss: Agence centrale des organismes de securite sociale）のデータとアンケート調査（自己雇用主、自己雇用主以外の個人事業主、個人一般に対するアンケート）が参照された。

図1は、自己雇用主制度導入前後の起業数の推移を示したものである。これによると制度導入を境にフランスの起業数は急激に増加していることが明らかである。2009年では起業総数の約半数にあたる約32万2000件が自己雇用主制度の利用によるものであったが、このうち9割は制度導入による効果であると競争力・産業・サービス総局は分析している。

このように統計から確認されるインパクトに加えて、アンケート調査からも多様な情報が読み取られている。制度利用者へのアンケートでは、制度の明瞭性、低コスト、事業停止に伴うリスクの低さが高く評価されていることが明らかとなったが、反面税制や社会保険上の情報入手や起業に際してのサポート面では全体の25%程度が何らかの不満を感じたと回答していた。



注：※農業を除く各年第四半期時点のデータ。

出所：INSEE のデータをもとに筆者作成。

また、制度利用者のプロフィールとしては、およそ3分の2が男性、15%が失業者であり、当該制度以外で起業した者と比べれば高学歴であり、かつ副業を目的とする割合が高いこと、事業領域としては、商業、運輸業、宿泊業、その他サービス業が多いことがこの時点で確認されている。

以上のように、競争力・産業・サービス総局は当該制度によって起業が急増したことを積極的に評価するとともに、制度導入初期段階における利用者の分析を行っているが、制度それ自体の是非について深く言及することはなく、以下の注視すべき項目を挙げるにとどまっている。

- 一自己雇用主制度は従来とは異なる経歴や動機を持つ者（高学歴、副業目的）による新しい起業の発掘を可能にしている。
- 一制度利用者の母集団は、真の企業家と呼ぶべき起業者と副業目的の起業者の両方を含んでおり、これらは区別しなければならない。
- 一およそ1年が経過しても利益を上げていない自己雇用主がおよそ4割を占めており、制度導入後1年の間に売上高上限を超えたケースは殆どなかった。
- 一制度利用者の10人に1人は事業継続を断念した。

2 近年の動向¹¹⁾

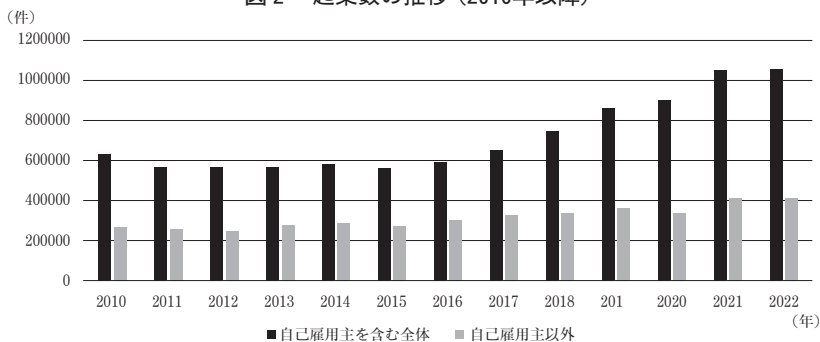
次に、Bpifrance Création¹²⁾の資料に基づき近年の起業動向と自己雇用主制度による影響を確認する。フランスでは2012年～2022年の10年間で800万件以上の起業があり、年間あたりの起業は近年になる程、より堅調な伸びを示している。すなわち、起業件数は2012年～2016年にかけて年平均2%増で穏やかに推移していたが、2016年～2022年では同10%増で推移しており起業件数の増加に拍車が掛かっている。また、2012年～2022年の間に自己雇用主制度の利用を含む自営業は220万件純増した（登録約590万件に対して廃業約370万件）。

Bpifrance Créationでは、こうした起業の増加について複合的な要素が関係しているとしながらも、特に自己雇用主制度の影響を重く見ている。実際

11) 以下の内容については、Bpifrance Création (2023) 参照。

12) 現在、政府系投資銀行としての機能を有し、主に零細企業や中小企業を中心にソフト面でのサービスも提供するBpifranceは、Bpifrance Créationとして、かつて中小企業担当省の監督下で企業の設立、買収、譲渡のための情報提供や指導を行っていたフランス企業家協会 (AFE: Agence France Entrepreneur) の事業を引き継いでいる。

図2 起業数の推移（2010年以降）



注：※農業を除く各年第四四半期時点のデータ。

出所：INSEE のデータをもとに筆者作成。

に当該制度利用による起業は近年になるほど増加しており（2012年～2016年の年平均増加率は2%程度に対し2016年～2022年では同15%）、従来の起業制度に対する代替効果も確認される（従来制度による起業が全体に占める割合は2012年で20%程度であったが、2022年では10%程度）。これは自己雇用主制度が学生や定年退職者、女性といった従来とは異なる層による起業を掘り起こしたこと、また社会情勢や消費者行動の変化とともに近年需要が急増した都市型宅配サービスや物品配送タクシー（taxi-marchandises）等の新たなビジネス形態にうまく適合したためであるという¹³⁾。

13) こうした近年の起業全体に占める自己雇用主の比重の高まりは、国立統計経済研究所（INSEE: Institut national de la statistique et des études économiques）の分析（“Essor des créations de sociétés et de micro-entrepreneurs en 2021,”）でも確認されている。2021年には自己雇用主としての個人事業主が前年度17%の伸びを示し、64万件以上に達している。起業数全体も2018年に自己雇用主の売上高上限が引き上げられたこともあり、2017年と2021年のデータを比較すると後者では2倍以上に達している。また、これに加え、最近の傾向として自己雇用主制度が若者（30歳未満）の起業を後押ししている（自己雇用主全体の40%以上）ことも確認されている。

IV 公的機関による評価

1 事業創出協会 (APCE: Agence pour la création d'entreprise) の評価¹⁴⁾

自己雇用主制度の導入から間もなく、中小企業担当省の管轄下にあり起業家の指導や企業情報の収集分析を行う事業創出協会は、マスメディアや各関係団体からなされる代表的な批判に対して意見を示している。

まず、自己雇用主の売上が総じて低過ぎるとの批判があることについて、統計データにより、設立3年後における個人事業主の76%が売上高7万6,300ユーロ以下であるのに対して会社形態 (SARL、SAS、EURL、SASU等)での起業では40%以下であることを確認した上で、起業形態の如何に関わらず事業の安定や成長には一定の時間を要することから、この時点で評価を下すのは時期尚早とみている。

次に当初より期待されてきた自己雇用主制度の雇用創出効果について懐疑的な指摘があることについては、2008年および2009年のデータを用いてフランス企業のうち62%は従業員を持たないこと、従業員を伴う起業が起業全体に占める割合は13%と低いことを確認した上で、自己雇用主制度による起業のみが突出して雇用への影響が低いとは言えないとする。

そして、貿易・会社登記簿 (RCS: Registre du commerce et des sociétés) への登記を必要とせず一過性の事業に陥りがちな自己雇用主制度による起業は、統計上その他の起業一般と切り離すべきであるとの意見に対しては、否定的な立場を示している。この理由として自己雇用主の統計には当該制度が無くても実行に移された起業が少なからず含まれる事、また当該制度利用による起業の全てを副業や一過性のものとする事の危険性を挙げている。

以上をもってむしろ自己雇用主制度が従来のフランスにおける起業イメー

14) 以下の内容については APCE (2011) 参照。なお、事業創出協会は、若い起業家の起業を支援するために中小企業担当省の監督のもと1996年に設立された。その後2016年にはフランス企業家協会 (AFE: Agence France Entrepreneur) となり、2019年以降その事業が Bpi france に統合され現在は Bpifrance Création として事業をおこなっている。

ジを大きく変えたこと、および個人のキャリア選択の幅を広げた事を積極的に評価している。

2 財務総監局 (IGF: Inspection Générale des Finances) および社会問題監督局 (IGAS: Inspection générale des affaires sociales) による評価¹⁵⁾

制度導入から間もない時期に行われた今一つの評価として、財務総監局と社会問題監督局が共同で作成した報告書がある。ここでは前述の事業創出協会と同様に、個人事業主制度に向けられる代表的な批判について検証を行ったうえで、今後政府が配慮すべき事柄を指摘している。

まず、現状として自己雇用主制度は登録数の急増や起業支援スキーム全体におけるプレゼンスにおいて顕著な効果が確認されるとしながらも、それらが GDP に与える影響は極めて低く (0.23%)、制度利用者の所得水準も導入後3年間の活動で90%が法定最低賃金 (SMIC: salaire minimum interprofessionnel de croissance) を下回るなど低いことを確認している。

そして特に検証すべき批判としては主に3つを取り挙げ、それぞれについて見解を示している。まず自己雇用主制度による社会保障料や税負担の優遇により、特に建築業や理容業といった分野での公正な競争が歪められてしまうという批判である。これについては実際に当該分野における自己雇用主のシェアが非常に限定的である事、および2013年の社会保険に関する法的措置等によって一般の自営業者と個人事業主の負担格差が是正されたことを理由に特段の問題はないとの見解を示している。

これに対して、「偽装下請 (fausse sous-traitance)」あるいは「給与労働の

15) 以下の内容については Deprost, P., Laffon, P. et Imbaud, D. (2013) 参照。なお、財務総監局は経済担当大臣と国家予算担当大臣の監督下で大きな権限 (立ち入り検査など) や自治権を有するが、以下の会計院のように外部の統制機関ではなく行政から独立していない。また、社会問題監督局は、行政機関として社会問題、保健、連帯 (社会福祉)、雇用、労働、都市政策、職業訓練等広く公共政策実施状況の監視や評価をおこなうものである。

隠蔽 (dissimulation de travail)」については、現時点でその存在を確認する客観データが得られないものの、より慎重にモニタリングしていく必要があるとしている。ここで「偽装下請」あるいは「給与労働の隠蔽」とは、雇用主が本来ならば雇用契約を結ぶべき労働者を自己雇用主制度を介して利用し、彼女らを派遣労働や有期雇用契約の代替、あるいは雇用調整のバッファーとして利用するというものである。これは個人事業主の独立性を否定するものであるとともに、弱い立場にある人々、たとえば入社を控えた従業員や有期雇用契約や試用期間中にある従業員、研修生といった人々に対して悪用される可能性が高いだけに警戒が必要である。

当該報告書ではこうした状況を踏まえて政府が取るべき必要な措置として、自己雇用主制度に関する情報発信と制度の可視化推進、専門的職業にある人々の独立性を保証するための統計システムや報告義務の見直し、自己雇用主のネットワーク化、制度の不正利用についての情報収集と規制の検討や啓発活動等を指摘している。

3 フランス会計検査院 (Cour des comptes) による評価¹⁶⁾

次に2012年に示されたフランス会計検査院の報告書をもとに自己雇用主制度の評価を確認する。当該報告書は、公的な起業支援策の適切性を国の予算との関係において検討したものであるが、中でも自己雇用主制度に注目して独自の見解を示している。

まず現状として、フランスの起業は2011年時点で欧州諸国の中で最も多いことを確認し、この理由を自己雇用主制度の存在に求めている。しかしながら、問題なのはこうした量的効果の背景にある質的問題であるという。すなわち、2006年に設立されたフランス企業のうち、3年後に事業を継続しているものは66%、さらに5年後では52%の水準にあり、生存率は必ずしも高くない。

16) 以下の内容については Cour de comptes (2013) 参照。

この要因はいくつか考えられるが、フランスでは特に起業に際しての初期資本が小さいこと（たとえば2010年における起業の44%は自己資本8000ユーロ以下）、継続性や持続性を前提とした法人格が選択されるケースが少ないこと、失業者や若者（30歳以下）、そして学歴が低く職業上の資格を有しない者による起業が多いことが関係していると分析している。そして、フランスの公的な起業支援の問題は、イノベーション志向で革新的な事業や、継続性や発展性を前提とした法人格による起業よりも、失業者や低所得者による自己雇用を目的とした起業¹⁷⁾の支援に公的資金の多くが配分されていることにあるとする。すなわち、会計検査院の試算によると、起業支援に関わる国家予算の約6割（全体で約27億ユーロのうち約16億ユーロ）が税金や社会保障費の免除等を通じて持続性や発展性に乏しく、将来の雇用を生まないような起業の支援に向けられている。

以上は、自己雇用主制度それ自体の是非に言及するものではないが、少なくとも当該制度導入による反作用があること、すなわち、過小資本による起業や、失業者や若者による自己雇用目的の起業の誘発、あるいは事業の継続性や持続性を前提とした法人格の回避といった事態が存在することを示唆している。

4 経済社会環境評議会による評価¹⁸⁾

最後に、政府の諮問機関である経済社会環境評議会（CESE: Conseil économique, social et environnemental）が作成した報告書をもとに、自己雇用主制度に対する評価を確認する。ここで取り上げる報告書は、いわゆるデジタル・プラットフォーム¹⁹⁾に代表される近年の多様な雇用形態や新しい働

17) 当該報告書では起業を大きく1) 失業者や低所得者層による自己雇用を目的としたもの、2) 革新的な技術やアイデアに基づくが、雇用創出への影響は限定的なもの、3) 一定レベルの革新性を有し将来的な雇用創出に貢献することが期待されるものに分類している。

18) 以下の内容については Thiéry, S. (2017) 参照。

19) 独立行政法人労働政策研究・研修機構（2019）によれば、いわゆるデジタルプラットフォームについてフランスでは様々な表現が用いられ、現在のところ統一的な用語は

き方の広がりを受け、労働者の権利や社会保障のあり方について政府が経済社会環境評議会に意見を求めたものである。以下で示すようにここで強調されるのは、自己雇用主の経済的あるいは社会的脆弱性である。

報告書によれば、これまでフランスの自営業者 (travail indépendant) は、その活動内容によって手工業、商人、そして専門職としての自由業に大別され、それぞれ固有の法律や制度の下に地位や権利を保障されてきたが、自己雇用主制度が導入されてからは、上述の古典的な形態の自営業はむしろ減少し、いわゆるデジタル・プラットフォーム従事者 (たとえば Uber の配達員や Airbnb のホスト等) やフリー・コンサルタント、建築系専門職、自営サービス業等の増加が目覚ましい。このいわば新タイプの自営業は、デジタル化やサービス化の進展、あるいは協業化の広がりの中で今後も増加すると考えられるが、現行法や制度の下ではグレーゾーンに位置することからその権利保護については特段の配慮が必要となる。中でも自己雇用主は、上述の新しい働き方の主要な受け皿であるにも関わらず、一般に経済的あるいは社会的に弱い立場にある事が否定できない。

経済社会環境評議会によれば、自己雇用主は一般に技能レベルが低いと認識されており賃金水準も低い。バカロレアや職業資格を有しない自営業のおよそ3分の2は自己雇用主としての仕事を主たる収入源としており、しかもその月平均売上高は500ユーロ程度でしかない。そして、約半数は初期投資ゼロで事業を開始しており、一般に事業資金を持たないことから生存率も低い²⁰⁾。さらに深刻なのは、こうした経済的地位の低さが万一の事故や事業上の損失に備えた保険への加入を消極的にさせ、彼彼女らを社会的弱者にしていることである。

確立していない。例として「デジタルプラットフォーム (plateformes numériques)」や「共同プラットフォーム (plateforme collaboratives)」、「オンラインプラットフォーム (plateformes en ligne)」、「電子マッチングプラットフォーム (plateformes de mise en relation par voie électronique)」などがある。

20) たとえば2010年に起業したもののうち5年後に事業を継続しているのは38%に過ぎない (自己雇用主以外の制度を用いて起業した事業のそれは50%程度) とされる。

このように、経済社会環境評議会は今後も増加が見込まれる新しい働き方の受け皿として自己雇用主に期待すると同時に、これらの人々の権利保護を問題とし、もって国に具体的な対策をとるよう提言をおこなっている²¹⁾。

V アカデミズム領域を中心とする評価

自己雇用主制度については、アカデミズム領域でもいくつかの議論を生んでいる。たとえば、レヴラットとサーベリン (Levratto, N. et Serverin, E.)²²⁾は、個人事業主制度が想定している企業家概念の問題性を指摘し、かつこうした概念設定がフランスで進められている政策、すなわち、特に高い成長力を持つ中小企業の支援という潮流と整合しない事を問題視する。

レヴラットとサーベリンは先行研究に基づいて、起業の動機を失業からの脱却、独立性の追求、追加的収入への願望、行動の自由や自己能力発揮の機会の追求に大別する。そして、このうち最後の動機のみを純粹に企業家的かつ積極的な動機であるとし、この前提としてのリスクの存在を問題にする。

しかしながら、自己雇用主制度をみると、その最大のメリットとして強調されるのはむしろリスクが極めて低いことであり、当該制度が本来の企業家的能力（経営資源の配分やそれらの調整能力）を前提としているとは言えない。また、企業家の能力が発揮される範囲も、他者の雇用を前提としない制度設計の下では極めて限られる。このように自己雇用主人制度は消極的な起業を促進するものであるばかりでなく、本来企業家が発揮すべき能力や素質を一定の範囲に閉じ込めてしまう。

そしてさらなる問題は、上述のように、この企業家概念が近年フランスで進められている政策と整合しない事にある。フランスは長期的な国の競争力を高めるため、2008年に従来の企業類型、すなわち中小企業、大企業に加え、

21) ここでの提言は16項目に及ぶ。主なものとして、新しい労働形態に関する国レベルの統計整備とその分析、「偽装下請」の取り締まりキャンペーンと罰則の検討、自営業に対する職業訓練、デジタル・プラットフォーム業者による団体保険義務化の検討、産休・育児休暇確保に向けた協議などがある。

22) Levratto, N., Serverin, E. (2009).

中堅企業という新しいカテゴリーを新設した。この狙いはイノベーションを生み、急成長によって多くの雇用を生み出すような競争力ある企業（フランス語でカモシカ企業（Les entreprises gazelles）を発掘し支援することである^{23）}。

しかしながら、自己雇用主制度の設計は、企業の成長をむしろ抑制するものとなっている。まず、売上高の上限があり従業員の雇用が事実上困難であるため規模拡大への志向が抑制される。さらに、この上限は固定費問題を深刻化させることから、将来を見据えた投資も抑制される。

このように自己雇用主制度で想定される企業家概念と、研究蓄積によって形成されてきた企業家のパラダイムとの乖離を指摘するのは、アレオラら（Arreola, F. et al.）^{24）}も同様である。アレオラらはこれまでの企業家研究の流れを5つに大別している。すなわち、イノベーション活動に重きを置くもの、成長志向の活動として説明するもの、企業家によるリスクの引き受けという側面に重きを置くもの、戦略と環境との関係で計画過程として捉えるもの、そして付加価値を生む資源配分等の調整過程とみなすものである。

しかしながら、自己雇用主制度で想定される企業家は、上記何れの資質も備えていないか、備えているとしてもその程度が低い。たとえばイノベーションという側面に関して、自己雇用主は仕入れや設備投資に際しての付加価値税が考慮されないことから投資に対して消極的にならざるを得ない。また貿易・会社登記簿への登記が不要となることの代償として、国や地方自治体レベルで用意される多種多様な中小企業向け支援サービスを利用できない。さらに成長志向という側面では、これまでの調査等によって実際に副業志向が強いことが明らかにされており、しかも売上高の上限が低いことや経費の控除手段が制限されることから事業拡大へのインセンティブは低く、成長を目指すケースは極めて稀である。また、本来リスクの引き受けについては、その見返りとしてのチャンスとの関係性において判断されるものであるが、

23) フランスにおける中堅企業論については山口（2013）、（2015）が詳しい。

24) Arreola, F., et al. (2017).

自己雇用主の場合には、たとえば一定条件の下で賃貸契約の解除を禁止し賃貸料の値上げを制限する商業用不動産リースに関する特例 (*baux commerciaux*) が適用され無いことに代表されるように、そもそも事業拡大に際してのリスクが過大である。また、計画性の側面に関しては、起業以前に事業計画を立てていた事業者は、わずか13%という調査結果もあり、極めて関心が低い。最後に企業家による調整能力発揮という側面については、上述のように投資に対するインセンティブが限られる事、売上高の上限がある事、そしてこれに付随して従業員雇用という選択肢が無いに等しいため、事業者は選択肢と時間の両面で制約を受ける。

以上からアレオラらは、自己雇用主制度が生み出すのは、真の企業家というよりもむしろ、単に代替収入や自己雇用を目的とする個人であると結論付け、さらにこの事をもって一般の起業と自己雇用主制度によるそれを統計上切り離すことをも主張する。

最後に、ペレイラとファヨール (Pereira, B. et Fayolle, A.)²⁵⁾ は、信頼基盤の脆弱性という視点から自己雇用主制度の限界を指摘している。既にみたように制度の最大のメリットは非常に簡便な手続きであるが、そのことによって利用者は信頼獲得の機会を失う。

先行研究によれば、通常われわれが経験する信頼は、大きく経済的信頼、対人的信頼、制度的信頼の3つに分けられるが、個人事業主制度の下で最も問題となるのは、これらの中でも制度的信頼、すなわち法で保障されるところの信頼である。

ここでペレイラとファヨールが指摘するのは、制度それ自体が不信の発生源になっているという点である。まず、制度利用者は貿易・会社登記簿への登録免除によって、本来事業者に与えられるいくつかの権利 (例えば先の商業リース等に関する特例等) を放棄することになり、何よりもそのことにより、取引先や金融機関の信頼を獲得する機会を失う。そして、会計処理の制約が

25) Pereira, B. et Fayolle, A. (2013).

緩いことの結果として、個人資産と事業資産が区別されないことから、事業拡大や継続に必要な融資を受ける際に個人保証を求められるならば、事業主は全資産をリスクに晒すことになりかねない。

また、自己雇用主制度の今一つの特徴として、付加価値税の免除が挙げられるが、これも取引上の信頼を奪うものである。すなわち、付加価値税の未納はVAT登録番号の未取得を意味することから、しばしば見られるようにEU加盟国内で製品・商品の取引・販売を行う際に、取引相手がこれを条件とするならば取引それ自体が成立しない。そしてこの事業活動範囲の制約により、取引先や顧客あるいはサプライヤーとの信頼関係はさらに脆弱化する。

以上のように、ペレイラとファヨールは、簡便な制度それ自体が事業者の信頼基盤を奪い、制度利用者のリスクを一層大きいものにする主張する。さらには、上述の「偽装下請」の問題を法による企業家活動の道具化とみなしたうえで、自己雇用主が革新的で成功する企業家像の対極に位置するワーキングプアになりかねないと警鐘を鳴らすのである。

VI おわりに

以上、自己雇用主制度の特徴を確認したのち、当該制度につきフランス国内でいかなる議論がなされてきたのかを確認した。ここで本稿の考察を通じて明らかとなった点を整理したい。

まず冒頭で述べたように、開廃業率の逆転への対応が長らく政策課題とされてきたわが国でフランスの自己雇用主制度が紹介される際には、起業数の増加というポジティブな成果に焦点が当てられがちであるが、フランス本国では当該制度の是非を巡って当初より様々な議論が存在したことが確認された。

次に、当該制度は、フランスの起業支援やスタートアップ支援一般がそうであるように、雇用政策としての役割を期待されており、いわば起業対策（経済政策）と雇用対策（社会政策）の交差点に位置付けられること、そしてこのハイブリッドな性質ゆえに、本稿の後半で考察したいくつかの批判を

受けてきたことも確認された。

そして第三に、近年では新しいビジネスモデルが出現し、雇用形態の多様化が進む中で、自己雇用主が新しい働き方の受け皿になることを期待され、そこでは労働者の権利保護という社会政策上の課題が一層重要性を増している事も確認された。このように自己雇用主制度を巡る議論は、経済政策と社会政策のバランスを迫られるフランスの苦悩そのものを反映している。

フランスとは制度環境や歴史は大きく異なるものの、ここでの考察はわが国の起業や中小企業政策を考える上でも一つのヒントを含んでいる。誤解を恐れずに言うならば、我が国で起業促進や支援を行う際には、そのことにより生まれてくる企業をあるイメージに閉じ込めてしまう傾向があるように思われる。しかしながら、実際に個人事業主、小規模企業といってもその性質や志向性は多様なのであり、まして起業＝成長志向という単純な図式は存在しない。この点当初より自己雇用目的の起業や副業を想定し、働き方の多様性、換言すれば自由権との関わりの中で議論されてきたフランスの制度は一つの示唆を提供してくれる。

(筆者は関西学院大学商学部教授)

参考文献

- Abdelnour, S. (2013), “L’entrepreneuriat au service des politiques sociales: La fabrication du consensus politique sur le dispositif de l’auto-entrepreneur”, *Sociétés contemporaines*, n°89, pp. 131-154.
- Abdelnour, S. (2014), “L’auto-entrepreneur: une utopie libérale dans la société salariale?,” *Lien social et Politiques*, n°72, pp. 151-165.
- APCE (2011), *L’auto-entrepreneur: quel apport à la création d’entreprises après 2 ans d’existence du régime?*
(<http://www.payshlv.com/files/phlv/documents/PDF/Economie/Actu-eco-2011/2011-auto-entrepreneur-2-ans-apres.pdf>)
- Arreola, F., Dávila, A., Felio, C. Ottmann, J.-Y. (2017), “Are “Auto-entrepreneurs” Entrepreneurs or not, and why should we care?,” *Entreprendre & Innover*, Vol. 34(3), pp. 57-68.
- Attali, J. (2008), *Rapport de la commission pour la libération libération de la croissance française*, La Documentation française.
- Bpifrance Création (2023), “Focus - 10 ans de création d’entreprise en France - L’essentiel,”

- (<https://bpifrance-creation.fr/observatoire/etudes-thematiques/statistiques-creation/focus-10-ans-creation-dentreprise-france>)
- Cour de comptes (2013), *Les dispositifs de soutien à la création d'entreprises, tome 1*.
(https://www.ccomptes.fr/sites/default/files/EzPublish/rapport_dispositifs_soutien_creation_entreprises_tome_1.pdf)
- Deprost, P., Laffon, P. et Imbaud, D. (2013), *Evaluation du régime de l'auto-entrepreneur*.
(https://www.igas.gouv.fr/IMG/pdf/Rapport_Auto-entrepreneur_-_IGAS-IGF.pdf)
- Hurel, F. (2008), *En faveur d'une meilleure reconnaissance du travail indépendant* (Rapport à Hervé Novelli, Secrétaire d'Etat en charge des entreprises et du commerce extérieur).
- INSEE (2022), "Essor des créations de sociétés et de micro-entrepreneurs en 2021," *Insee Première*, n° 1892.
(<https://www.insee.fr/fr/statistiques/6041208#onglet-1>)
- Lagarde, C. (2008), *Loi de modernisation de l'économie: Les mesures adoptée par le parlement*.
(https://www.economie.gouv.fr/files/finances/presse/dossiers_de_presse/080723_lme_dossier-de-presse.pdf)
- Levratto, N., Serverin, E. (2009), "Être entrepreneur de soi-même après la loi du 4 août 2008: les impasses d'un modèle productif individuel," *Revue internationale de droit économique*, tome 23, (3), pp. 325-352.
- Levratto, N., Serverin, E. (2011), "Become Independent! the paradoxical Constraints of France's Auto-Entrepreneur Regime," *HAL*, hal-04141013f.
- Marini, P. (2010), "Le régime de l'auto-entrepreneur: bilan et perspectives," *Rapport d'information*, n°365, Commission des finances de Sénat.
(<https://www.senat.fr/rap/r09-365/r09-3651.pdf>)
- Mathot, P. (2010), *Accompagner l'entrepreneuriat, un impératif pour la croissance Economie*.
(https://medias.vie-publique.fr/data_storage_s3/rapport/pdf/104000616.pdf)
- Ministère de l'économie, de l'industrie et de l'emploi – DGCIS (2010), *Le régime de l'Auto-entrepreneur – Bilan après une année de mise en œuvre*.
(https://medias.vie-publique.fr/data_storage_s3/rapport/pdf/104000546.pdf)
- Pereira, B. et Fayolle, A. (2013), "Confiance ou défiance, le paradoxe de l'auto-entrepreneuriat," *Revue française de gestion*, N°231, pp/35-54.
(<https://hal.science/hal-04141013/document>)
- Thiéry, S. (2017), "Les nouvelles formes du travail indépendant", *Journal officiel de la république française*.
(https://www.lecese.fr/sites/default/files/pdf/Avis/2017/2017_25_travail_independant.pdf)
- 独立行政法人労働政策研究・研修機構 (2019) 「諸外国のプラットフォームビジネス調査—アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス—」『JILPT 海外労働情報』、No. 19-07。
- 山口隆之 (2013) 「中堅企業の現状と政策期待—フランス中堅企業論の展開—」『商学論究』

第60巻第1・2号、127-144頁。

山口隆之（2015）「近年のフランスにおける中堅企業を巡る議論—その特徴とわが国へのインプリケーション—」『商工金融』第65巻2号、4-20頁。

Web サイト

- Légifrance : <https://www.legifrance.gouv.fr/> (2023/11/06)
- 「経済近代化法パンフレット」:
https://www.economie.gouv.fr/files/finances/presse/dossiers_de_presse/080723_lme_dossier-de-presse.pdf (2023/11/06)
- フランス国立統計経済研究所 (INSEE) : <https://www.insee.fr/fr/accueil> (2023/11/06)
- フランス政府 HP “Comment devenir micro-entrepreneur (auto-entrepreneur) ?” :
<https://www.economie.gouv.fr/cedef/micro-entrepreneur-auto-entrepreneur>
(2023/11/06)